四　看護師又は心理療法担当職員　一以上
五　事務員　一以上
六　施設のその他の業務を行うために必要な職員　当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2　女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りではない。

（施設長の資格要件）

第十条　施設長は、施設を運営するにあたって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に三年以上従事した者であること。
二　罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
三　心身ともに健全な者であること。

（設備の基準）

第十一条　女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
二　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
三　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なものであること。

3　女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

一　事務室
二　相談室
三　宿直室
四　居室
五　集会室兼談話室
六　静養室
七　医務室
八　作業室
九　食堂
十　調理室
十一　洗面所
十二　浴室
十三　便所
十四　洗濯室
十五　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一　居室
　イ　入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。
　ロ　主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
　ハ　寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。